

厚生文教常任委員会資料

- ・ 国民健康保険の広域化について

平成30年 2月 7日

清水町 町民生活課

国民健康保険の広域化（都道府県単位化）について

1 制度改正の背景

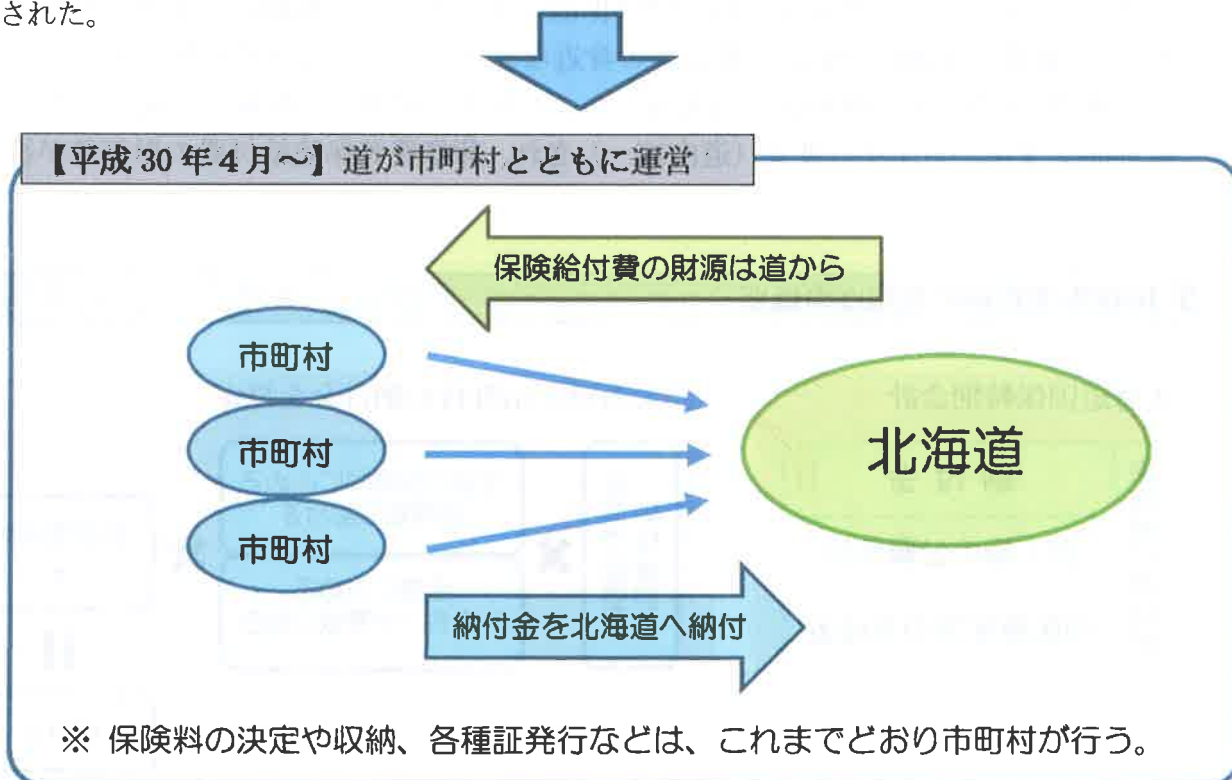
(1) 国保の構造的な課題

- ア 小規模市町村ではリスク分散が困難
- イ 所得の低い加入者が多い。
- ウ 所得や医療費、保険料の地域差が大きい。
- エ 法定外の繰入及び赤字の原則解消
- オ 保険料収納率の向上

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えています。

【現行】市町村が個々に運営

平成 27 年 5 月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものとされた。



【改正後】都道府県単位化による期待される効果

- 負担の公平化
⇒ 保険料の平準化と「見える化」推進
- 財政の安定化
⇒ 赤字の発生や繰入必要性が減少
- 事務の広域化推進
⇒ 標準システムの運用による国保事務運用による国保事務標準化など

2 都道府県と市町村の役割分担

北海道の主な役割	清水町（市町村）の主な役割
財政運営の責任主体	国保事業費納付金を都道府県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理（被保険者証等の発行）
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定 保険料の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払	保険給付の決定、支給

【見直しの柱】

国の責任として約 3,400 億円の追加的な財政支援（公費拡充）が行われる。

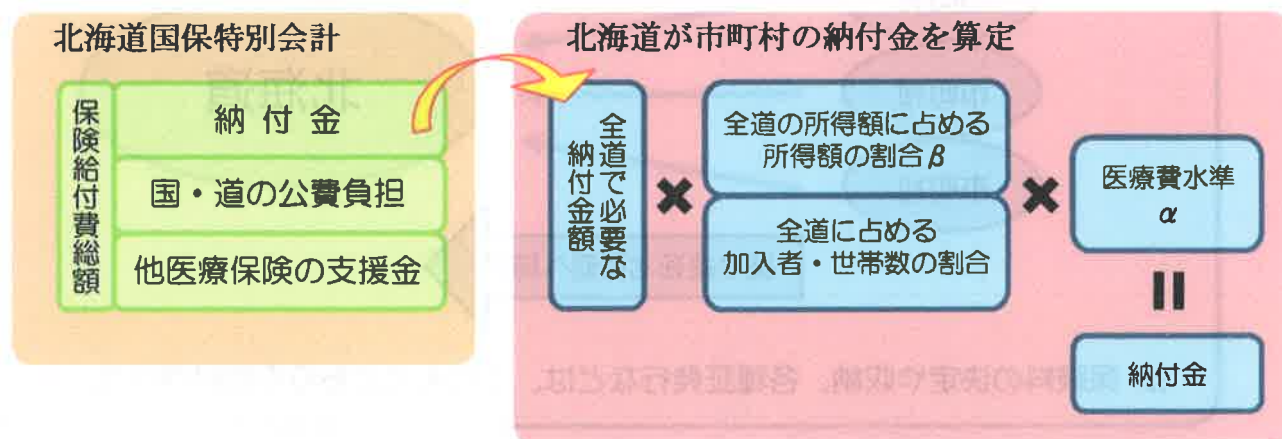
北海道と清水町がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

【見直しの主な変更点】

平成 30 年度から、北海道も国民健康保険の保険者となり保険証に北海道も表記される。（資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続き清水町です。）

平成 30 年度以降の保険証一斉更新から、高齢者受給者証が保険証に統一され、更新期間が 2 年から 1 年に変更（道内統一）され、葬祭費等保険給付費の単価等が統一される。

3 国保事業費納付金制度の概要



4 標準保険料率の算定結果

【北海道】

保険料負担の平準化と標準的な加入者負担の見える化を進め、市町村ごとの『標準保険料率』を北海道が示す。

【清水町（市町村）】

『標準保険料率』を参考に所得や世帯状況などに応じた保険料を定める。市町村により、保険料率（額）は異なる。

北海道は、市町村の国保運営に必要となる標準的な保険料率を算定します。

これまで国保事業費納付金及び標準保険料率の仮算定を3回実施、今回本算定（確定係数）による算定結果（退職保険料を除）が示されました。

(1) 標準保険料率の算定結果

平成30年度国保事業標準保険料率算定結果（本算定（確定係数）※退職分未反映）

	所得割	均等割	平等割
医療税率	6.51%	26,701円	27,699円
支援金税率	2.21%	8,081円	9,222円
介護税率	1.20%	11,884円	8,741円

(2) 標準保険料率の算定結果【激変緩和適用後】

平成30年度国保事業標準保険料率算定結果（本算定（確定係数）※退職分未反映）

※激変緩和は2%で6年間適用予定（本町は支援金・介護分が該当）

	所得割	均等割	平等割
医療税率	6.51%	26,701円	27,699円
支援金税率	2.14%	7,837円	8,944円
介護税率	1.14%	11,246円	8,272円

(3) 現行税率との比較表

		現行税率	本算定値	現行税率との差	本算定値 激変緩和適用	現行税率との差
医療分	所得割	6.30%	6.51%	0.21%	6.51%	0.21%
	均等割	26,000円	26,701円	701円	26,701円	701円
	平等割	27,000円	27,699円	699円	27,699円	699円
支援金分	所得割	1.90%	2.21%	0.31%	2.14%	0.24%
	均等割	7,000円	8,081円	1,081円	7,837円	837円
	平等割	8,000円	9,222円	1,222円	8,944円	944円
介護分	所得割	1.00%	1.20%	0.20%	1.14%	0.14%
	均等割	9,500円	11,884円	2,384円	11,246円	1,746円
	平等割	6,900円	8,741円	1,841円	8,272円	1,372円

5 納付金の納付に必要な保険料総額（標準保険料率による北海道算定額）

本算定（仮係数）の結果、平成30年度に清水町が北海道へ納付する国保事業費納付金は、一般被保険者分として「約4億5,217万円」、納付金の納付に必要な保険料総額は「約3億9,908万円」と算定されました。

納付金の納付に必要な保険料総額は、国民健康保険税の収納額と法定軽減による財源補てん分の合計となります。

なお、今回の算定には退職者医療制度に該当する被保険者分が含まれていないため、国保事業費納付金を納付する際は退職被保険者分を反映した最終確定額にて納付することとなります。

平成 30 年度納付金と保険料総額算定結果（※退職被保険者分除く）

	国保事業費納付金	保険料総額 （※北海道算定額）
医療税率	315,687,215 円	270,730,215 円
支援金税率	97,873,435 円	91,788,435 円
介護税率	38,614,371 円	36,565,371 円
合計	452,175,021 円	399,104,021 円

※1 保険料総額は、収納率 99%にて算定

※2 保険料総額は、法定軽減による財源補てん分（基盤安定制度分）を含んだ額

※3 後日退職分の納付金が示され、その額を加算した額が最終確定額となる。

※退職者医療制度とは・・・

会社に長く勤めていた人が医療の必要が高まる退職後に社会保険から国民健康保険へ移ることによって国民健康保険の医療費が増大することを抑えるための制度

医療費は、退職医療制度に該当する人の保険料と会社等の健康保険からの拠出金で賄う。対象者は、64 歳以下の人で厚生年金・共済年金などに原則 20 年以上、又は 40 歳以降に 10 年以上加入して老齢（退職）年金を受けている人とその家族

6 清水町国民健康保険制度（現行）の概要

現行税率

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療税率	6.30%	26,000 円	27,000 円	540,000 円
支援金税率	1.90%	7,000 円	8,000 円	190,000 円
介護税率	1.00%	9,500 円	6,900 円	160,000 円

被保険者数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
世帯数	1,754	1,727	1,696	1,658	1,629	1,561
一般	3,275	3,228	3,148	3,119	3,058	2,919
退職	190	162	137	63	32	13
合計	3,465	3,390	3,285	3,182	3,090	2,932

※平成 29 年度は 1 月末現在、その他の年度は年度末現在の数値

（単位：人）

保険税の収入額の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現年	374,079	371,929	349,682	346,142	370,730	343,737
滞繰	2,508	2,747	4,017	2,734	2,155	1,800
合計	376,587	374,676	353,699	348,876	372,885	345,537

※平成 29 年度は 1 月末現在予算額、その他の年度は決算額の数値

（単位：千円）

7 その他国民健康保険の都道府県単位化によって変更となる事項

(1) 国民健康保険特別会計関係概要

ア 国庫支出金等の変更【歳入】

北海道が保険者となることから国庫支出金等の国費等については、原則北海道が収入し、各保険者（市町村）からの納付金等を財源として、各保険者（市町村）への保険給付費等に充てられるため、国庫支出金については市町村歳入原則なし。

イ 保険給付等交付金の新設【歳入】

各保険者（市町村）の保険給付費については、北海道からの保険給付等交付金（10/10）によって賄われる。

ウ 保険給付費の財源【歳出】

これまで保険給付費については、国からの療養給付費交付金、高額共同事業、前期高齢者交付金などを財源に各保険者（市町村）が給付していたが、広域化後は、保険給付費については道からの保険給付費等交付金において賄う（10/10）

エ 葬祭費の額の統一【歳出】

葬祭費を道内統一単価3万円とする。（※本町は従前1万円）

(2) 国民健康保険証関係

ア 保険証の統一

北海道が保険者にもなることから保険証への「北海道」印字追加、並びに保険証の毎年更新（現行は2年）、更に高齢者受給者証を保険証に統合されます。

イ 高額医療費の計算対象の拡充

広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

8 市町村国民健康保険特別会計の予算編成

市町村特別会計の概要

市町村の特別会計は、道からの交付金を財源に医療費（保険給付費）を支払い、保険税を財源に道へ納付金を支払う形になります。

